

2024年度農業関連税制改正等に関する

要 望 書

2023（令和5）年8月

北海道農民連盟

2024年度農業関連税制等に関する要望

我が国の農業は安全・安心な食料の安定供給と地域経済・社会の維持、国土・環境の保全等の多面的機能を発揮し、日本経済の発展と社会の安定に大きく寄与しています。

こうしたなか、我が国はコロナ禍やウクライナ侵攻などによって、輸入依存度の高い穀物やエネルギー価格の高騰が高騰し、食料品や光熱費などの相次ぐ値上げで、国民生活に大きな影響を及ぼしています。農業においても、コロナ禍の影響で米、砂糖、牛乳・乳製品などの在庫滞留が続いており、燃油、肥料、飼料等の生産資材の価格高騰などによって農業経営が厳しさを増しています。このため、疲弊する経済環境の中で食料安全保障の観点からも、引き続き我が国の農業・農村の持続的発展を期することが求められています。

つきましては、2024年度税制改正にあたり、下記の農業関連税制に関する事項について要望致します。

I. 農業等に関連する税制改正の要望事項

< 2023年度末に適用期限が到来する租税特別措置の継続 >

1. 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の特例措置を継続すること。(所得税・法人税)
2. 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例措置を継続すること。(登録免許税)
3. 認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減の特例措置を継続すること。(登録免許税)
4. 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき譲受した不動産に係る特例措置を継続すること。(登録免許税・不動産取得税)
5. 農地中間管理権の取得に係る特例措置を継続すること。(固定資産税・都市計画税)
6. 農業協同組合等が認定新規就農者に利用させる機械装置等を取得した場合の固定資産税に係る特例措置を継続すること。(固定資産税)

7. 特定地域における（振興山村地域など）における工業用機械等の特別償却を継続すること。（所得税、法人税）
8. 評価額課税による税額が農地調整税額を超える場合、当該農地調整額をもって年度の税額とする、農地に対する負担調整措置を継続すること。（固定資産税、都市計画税）
9. 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置を継続すること。（事業所税）
10. 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置を継続すること。（不動産取得税）
11. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録等に係る特例措置を継続すること。（狩猟税）
12. 鳥獣保護管理法に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が受ける狩猟者の登録に係る特例措置を継続すること。（狩猟税）
13. 鳥獣保護管理法に基づき学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理等の目的による許可捕獲の狩猟者の登録に係る特例措置を継続すること。（狩猟税）

<免税軽油制度の恒久化>

農業用トラクターや動力源等の使途に供する軽油の「軽油引取税の課税免税」（32.1円/ℓ）については、農業経営に不可欠な制度となっていることから、特例措置を恒久化すること。（軽油引取税）

<農業経営基盤強化準備金制度の改善>

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の特例措置について、制度の主旨である計画的な農業経営の基盤強化につながるよう、下記の事項について制度を改善した上で継続すること。（所得税・法人税）

- （1）準備金の取り崩し要件については、制度主旨に沿って計画的な農業経営が行われるよう、農業機械等の取得価額の下限金額を引き上げること。

- (2) 農業機械等の価格が高騰しており、今後も高騰が見込まれることから、対象資産に一定の条件を満たす中古農機具などを認めること。
- (3) 個人と法人の課税の公平性の観点から、事業承継の際に経営改善計画に大きな変更点がないことを市町村が認めた場合、個人経営の農家にも準備金の継承を認めること。
- (4) ウクライナ情勢などによって、農機具の導入時期が予定よりも大幅に遅れる事例が多くあることから、積立期間については最長 10 年間とすること。

< 2024 年度税制改正における制度の新設等 >

- 1) 酪農畜産や園芸経営の計画的経営改善のため、準備金制度に準ずる新たな制度を創設すること。
- 2) 認定農業者の青色申告特別控除額については、今後担い手への農地集約が進み、税申告がより煩雑になることが懸念されることから、控除額を引き上げ、青色申告納税を一層推進すること。
また、青色申告による欠損金の繰越控除期間については、個人経営においても法人経営と同様、10 年間に延長すること。
- 3) 生産現場ではエンジンポンプやハウス除雪機・田植え機など多くの機械でガソリンを使用していることから、農業用に使用するガソリンについては、免税軽油同様、交付申請書を提出し承認が得られた場合に限り、揮発油税 (48.6 円/ℓ) の減免措置を講ずること。
- 4) 農地利用集積などに伴う譲渡所得税の特別控除額 (現行 800 万円、1,500 万円、2,000 万円) については、生産現場で活用しやすいよう要件を緩和すること。
- 5) 農地等に係る相続税の納税猶予制度については、農業投資価格を大幅に引き下げるなど、農業者が活用できる制度に改善すること。
- 6) 北海道内で農業用に使用する自家用貨物自動車については、冬場の走行距離数が短いことや走行区域も限定されているなどの実態に合わせて、自動車重量税の軽減、車検期間の伸長や検査項目を限定するなどの措置を講ずること。

Ⅱ. インボイス制度への対応について

10月から導入されるインボイス制度については、免税事業者や事務負担への時限的な軽減措置が講じられたものの、依然として免税事業者が不当な値下げを受け農業経営に影響を及ぼすことなどが懸念されることから、制度導入後の状況を注視し、軽減措置の延長などを含め検討すること。

2023（令和5）年8月

北海道農民連盟
委員長 大久保 明義